

掛川市条例第46号

掛川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市汚水処理施設条例の一部を改正する条例

掛川市汚水処理施設条例（平成17年掛川市条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																										
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第13条 使用料の額は、1月につき、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に掲げる使用料の区分により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用料の区分</th> <th style="text-align: center;">排除汚水量</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料</td> <td style="text-align: center;">8立方メートルまで</td> <td style="text-align: center;"><u>945円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">従量使用料（1立方メートルにつき）</td> <td style="text-align: center;">8立方メートルを超え25立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: center;"><u>147円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: center;"><u>168円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100立方メートルを超える分</td> <td style="text-align: center;"><u>189円</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用料の区分	排除汚水量	使用料	基本使用料	8立方メートルまで	<u>945円</u>	従量使用料（1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	<u>147円</u>	25立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>168円</u>	100立方メートルを超える分	<u>189円</u>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第13条 使用料の額は、1月につき、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、別表第2に掲げる使用料の区分により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。<u>この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>別表第2（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">使用料の区分</th> <th style="text-align: center;">排除汚水量</th> <th style="text-align: center;">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">基本使用料</td> <td style="text-align: center;">8立方メートルまで</td> <td style="text-align: center;"><u>972円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">従量使用料（1立方メートルにつき）</td> <td style="text-align: center;">8立方メートルを超え25立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: center;"><u>151円20銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25立方メートルを超え100立方メートルまでの分</td> <td style="text-align: center;"><u>172円80銭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100立方メートルを超える分</td> <td style="text-align: center;"><u>194円40銭</u></td> </tr> </tbody> </table>	使用料の区分	排除汚水量	使用料	基本使用料	8立方メートルまで	<u>972円</u>	従量使用料（1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	<u>151円20銭</u>	25立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>172円80銭</u>	100立方メートルを超える分	<u>194円40銭</u>
使用料の区分	排除汚水量	使用料																									
基本使用料	8立方メートルまで	<u>945円</u>																									
従量使用料（1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	<u>147円</u>																									
	25立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>168円</u>																									
	100立方メートルを超える分	<u>189円</u>																									
使用料の区分	排除汚水量	使用料																									
基本使用料	8立方メートルまで	<u>972円</u>																									
従量使用料（1立方メートルにつき）	8立方メートルを超え25立方メートルまでの分	<u>151円20銭</u>																									
	25立方メートルを超え100立方メートルまでの分	<u>172円80銭</u>																									
	100立方メートルを超える分	<u>194円40銭</u>																									

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 改正後の掛川市汚水処理施設条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している汚水処理施設の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である汚水処理施設の使用にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。